

移住者・在住者への助成サービス

美唄市への移住者・一部在住者の方へ次のとおり助成制度があります。

移住者・一部在住者対象

住宅助成

新築100万円・中古10～30万+α助成

在住者(子育て世帯・
若者夫婦世帯)も
対象になります!

移住者が
対象となる住宅

新築住宅

&

分譲住宅

中古住宅

転入後100万円を助成

転入後最大30万円※を助成

子育て支援加算20万円(15歳未満でかつ転入者であることが条件)

15歳未満の子3人目から1人につき加算10万円

市内業者建築加算30万円

※購入額の10分の1以内で最大

★対象となる移住者

- 市外から土地付きで新築住宅を建設、または分譲住宅や中古住宅を購入して市内に転入した方
- 市外から市内のアパートなどに仮住まい(市に住民票を移動)してから、3年以内に土地付きで新築工事の契約、または中古住宅などの売買契約をした方

★対象となる在住者(子育て世帯・若者夫婦世帯)

- 子育て世帯:令和2年4月1日以降に中古住宅を購入し、入居した日において15歳未満の子がいる世帯
- 若者夫婦世帯:令和2年4月1日以降に中古住宅を購入し、入居した日において夫婦のうちどちらかが40歳未満の世帯

★助成額

- ▶新築・分譲～100万円+市内業者建築加算30万円
 - ▶中古～30万円を上限に購入価格の10分の1
- ※さらにいずれも15歳未満の子どもがいる場合20万円加算。
15歳未満の子どもが3人以上いる場合は、3人目から1人につき10万円加算。

★主な要件

- ▶3親等以内の親族以外から購入したものであること
- ▶入居を開始した日から1年以内の申請であること
- ▶中古住宅は昭和56年6月1日以降の建築または、耐震性能が建築基準法などの関係法制に適合している住宅であること
- ▶中古住宅は購入費用が100万円以上(建物)であること

※その他の要件については、お問い合わせください。

移住者対象

通勤費助成

毎月2万円を最長3年間助成

★対象者

次の全ての要件を満たしている方

- 平成29年4月1日以降に市内に転入した方
- JR美唄駅～札幌駅間の特急定期券を購入し、美唄から札幌に通勤している方
- 助成金の交付を受けてから3年以上、市に定住する意思を有する方

★助成額と助成期間

- ▶月額2万円(びばい商品券で交付)
 - ▶市内に転入した日から最長3年間
- ※現年度中に、前年度分の申請を行う事はできません。
※詳しい要件については、お問い合わせください。

移住者対象

冬期間間口除雪等助成

除排雪等に係る経費の7割を助成

★対象者

次の全ての要件を満たしている方

- 特別豪雪地帯および豪雪地帯以外から移住された方
- 冬期間(11月～3月)の除排雪等を市内業者へ委託された方

★助成額

- ▶転入年度を含む3シーズンの間、除排雪等に係る経費の7割(限度額3万円)を「びばい商品券」で助成
- ※詳しい要件については、お問い合わせください。

びばい空家バンク

美唄市・商工会議所・民間企業の協働による「美唄市移住・定住推進協議会」では、空き家の所有者と空き家を探している方の「売買」「賃貸」の仲介を行っています。

- ▶市と商工会議所が最初の相談窓口となるので安心
- ▶宅建業者が仲介するので安心
- ▶協議会加入の宅建業者が仲介した場合の登録料は無料
- ▶登録の際に必要な添付書類の取得に係る費用、成約時、法定の範囲内による仲介手数料は有料

※詳細は、お問い合わせください。



移住者&在住者対象

市所有分譲地購入助成

1区画あたり土地購入費の7割助成

市所有分譲地購入

土地購入者が3年以内に住宅を建設

土地・住宅の購入者が実際に入居

入居後1年以内に申請

交付決定後土地購入費の7割を助成

★対象者

次の全ての要件を満たしている方

- 市外から移住された方、市内に在住されている方
- 市所有分譲地を購入後、3年以内に住宅を建設し、居住される方

★助成額

- ▶1区画あたり土地購入費の7割を助成

参考

新橋団地(東5条南7丁目)
分譲価格210万円の場合、147万円を助成
つつじ団地(西4条南4丁目)
分譲価格370万円の場合、259万円を助成

★主な要件

- ▶新築する住宅の居住面積は60平方メートル以上であること
- ▶平成30年5月1日以降に市所有分譲地の売買契約を締結した者であること

※詳しい要件については、お問い合わせください。



空知神社 あじさい



癸巳町の田園風景



中央公園